



国防最前線の公務員 『自衛隊員』マネーライフ 出納簿

軍事ジャーナリスト
福好昌治

特別研究

▲中央観閲式において観閲行進をおこなう陸自普通科隊員（撮影・真下 潤）

●消えた年金記録など、国民生活と直結する経済問題等が参院選の争点となっているが、迷彩服の自衛官もれっきとした公務員。規則にしたがって昇給すれば、諸手当もある。定年退職後に年金を受給できるのも一般人とおなじ。でも、ちょっと違った「お金生活」を覗いてみよう！



駐屯地祭における第32普通科連隊の幹部、隊員および事務官

自衛隊員もサラリーマン

二〇〇七年度の防衛予算は四兆七八一億円。そのうち二兆一〇一八億円が人件・糧食費である。その割合は四四%で、かなり高い。

自衛隊員の定員は二七万一六一五人（二〇〇七年度末）。そのうち自衛官の定員は二四万八六四七人（現員は二四万八二二人、二〇〇六年三月三十一日現在）。自衛隊員≡自衛官と誤解している人が少なくないが、事務官等（参事官、書記官、部員、事務官、技官、教官）も自衛隊員である。事務官等の定員は二万二九六八人。

ただし、政治家である防衛大臣、副大臣、大臣政務官（二人）は自衛隊をコントロールする側なので、自衛隊員ではない。即ち予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生は定員外の自衛隊員になる。

自衛隊の人員・糧食費の二兆一〇一八億円を自衛隊員の定員数の二七万一六一五人で割ると、一人当たりの人件・糧食費は七七四万円になる。これは糧食費をふくんだ額なので、自衛隊員の人件費は意外と少ないように見えるが、実際はどうなのだろうか。

自衛官と事務官等では給与体系が

ことなるので、本稿では自衛官を中心に記述する。

自衛官はどれくらい給料をもらっているのだろうか。自衛官には、どのような手当があるのだろうか。万一、殉職した場合は、どのくらい補償されるのだろうか。定年退職後の生活はどうなるのだろうか。自衛官のマネーライフを探ってみる。

自衛隊員のなかでもっとも高い俸給（基本給）をもらっているのは、事務次官と統合幕僚長で月額一二一万一〇〇〇円。給料面では、背広（文官）と制服（自衛官）は対等なのである。

次に多いのは防衛大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長で一四万二〇〇〇円。これにつぐのが防衛施設庁長官（今年九月一日に廃止予定）で一〇六万六〇〇〇円。

つづいて、防衛医科大学校長、北方面面総監、東方面面総監、中部方面総監、西方面面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、航空総隊司令官、航空教育集団司令官、技術研究本部長、装備本部長の一人が、九九万四〇〇〇円の俸給をもらっている。

陸上自衛隊に五人いる方面総監のうち、東北方面総監の俸給は他の人

より少ない。東北方面総監は格下あつかいなのである。

海上自衛隊でも五人いる地方総監のうち、横須賀地方総監だけが他の人より高い俸給をもらっている。このように俸給を比較すれば、各部隊の格がわかる。

以上の額は一見すると多いようにも見えるが、大企業の役員と比較すれば、少ないほうだといえよう。

では、少年工科大学などの学生である三士をのぞいて、一番俸給の少ない二士（旧軍でいえば二等兵）は、どれくらいの俸給をもらっているのだろうか。

二士の初任給は一五万七五〇〇円。これに年二回の賞与が支給される。金額だけ見れば、あまり高いとはいえないが、駐屯地（基地）内の隊舎で生活するため、住居費はタダ。駐屯地内の食費も無料になる。

これらの点を考慮すれば、一五万七五〇〇円は悪くない額だ。その気になれば、しっかり貯金もできるはずだ。ただし、生命保険の掛金など、天引きされる額も少なくないが。

陸士の任期は二年で、海士、空士の任期は一任期末のみ三年で、二任期末から二年になる。

一任期末了時点での退職金は約六

〇万円(二年)ないし約九三万円(三年)、二任期満了時点で退職金は約一三〇〜一三七万円。短期雇用にこれだけの退職金をはらう企業は他にない。短期間で資格をとって、金をためようとする人には、自衛隊はお勧めの職業だ。

平均的な自衛官は、どのくらいの給料をもらっているのだろうか。

防衛省の「防衛力の人的側面の抜本的改革に関する検討会」による現職自衛官へのアンケート調査によると、ボーナスをふくむ平均月収は、三〇〜三五万円が二三・四%、二五〜三〇万円が一九・九%、三五〜四〇万円が一六%となっている(朝雲「〇七年二月二日号」)。おおむね民間なみといえよう。

自衛官の給与体系で特徴的なのは、階級間の格差が少ないという点だ。将と二士の俸給の差を、民間企業の役員と新入社員の俸給の差とくらべてみれば、自衛官の差はかなり少ない。それだけ自衛隊は民主的な組織なのかもしれないが、問題点もある。

この点に関して、自民党国防部会が今年六月六日に発表した「自衛官の質的向上と人材確保・将来の活用に関する提言」は、次のように指摘している。

「幹部と准曹士が一つの自衛官俸給表で管理されていることにより、階級間の給与格差が少なく、とくに准曹の部分の階級間の給与格差はわずかなものとなっている。

このため、昇任に対する意欲がわきにくくなっていることから、各階級の職階差に見あう給与格差のある俸給表を構築するよう改善すべきで

ある」

リッチな現役パイロット

自衛官にもさまざまな手当がつく。

役所や民間企業でもおなじみの手当としては、俸給の特別調整額(管理職手当)、扶養手当、地域手当、

広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、寒冷地手当、期末手当(ボーナス)

がある。期末手当は防衛大、学校や防衛医科大学校の学生にも支給される。

ただし、事務官等には支給される超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当は支給されない。自衛官は有事即応、二四時間勤務体制を建前としているからだ。

そのかわり、俸給は自衛官の方がやや高くなっている。自衛官特有の手当もたくさんある。手当の額は階級などによって算定基準がことなるが、煩雑になるのでくわしい計算方法は省略する。

航空機の乗員には、航空手当がつく。ジェット機乗員の場合、俸給月額初号俸の七五〜三七・五%。

たとえば、F-15戦闘機の現役パイロットで一尉の階級の場合、一尉の俸給の初号俸は二六万七八〇〇円だから、これに〇・七五を乗じた額、二〇万八五〇〇円が航空手当になる。レシプロ機の乗員の場合は、俸給月額初号俸の六〇〜三〇%を乗じた額になる。同じパイロットでも、戦闘機のほうが優遇されている。

艦船の乗員には乗組手当がつく。その額は俸給月額(実際にもらっている俸給月額で、初号俸ではない)の三三%。勤務環境のきびしい潜水艦の乗員は四五・五%。逆に比較的楽な勤務環境にある輸送艇、支援船などの乗員には、俸給月額初号俸(実際にもらっている俸給月額ではない)の二六・四%または一六・五%。

いったん艦船の乗員になれば、出港してはいないときでも手当はつく。実際に艦船が出港しているときは、航海手当がつく。その額は水域と階級によってことなる。水域とは、日本からの距離による区分で、遠くなるにつれて一区、二区、三区、四区となる。航海手当の



F-15の現役パイロットには最高で初号俸の75%が航空手当として支給される

額は一区の場合は日額五九〇円、一四一〇円、四区の場合は日額一六七〇円、三九八〇円。

哨戒ヘリのパイロットが出港しているときには、航空手当、乗組手当、航海手当の三つが支給されることになり、かなりリッチになれる。

自衛隊のなかでも、とくに過酷な任務につく部隊の隊員には、特別の手当がつく。陸上自衛隊第一空挺団の隊員には落下傘隊員手当がつく。その額は俸給月額初号俸の三三・二四％。

陸上自衛隊特殊作戦群の隊員には、特殊作戦隊員手当がつく。その額は俸給月額初号俸の三三・〇％。海上自衛隊特別警備隊の隊員にも特別警備隊員手当がつく。その額は俸給月額初号俸の三三・〇％または二六・四％。

危険度に応じた特殊手当

職業柄、自衛官は危険な作業に従事せざるを得ない。そのかわり、さまざまな特殊勤務手当が支給される。

代表的なのが爆発物取扱作業等手当である。今でも太平洋戦争中に投下された不発弾が発見されるが、これを処理しているのが陸上自衛隊の

不発弾処理隊である。その手当はなんと時給一一〇円。

給料が支給されているから最低賃金法には違反しないが、タダ当然の額だ。ただし、危険度の高い作業に従事した場合は、日額五二〇〇円が支給される。

サリンなどの特殊危険物質に対する検知などの作業に従事した場合は、日額二六〇〇円が支給される。

災害派遣等手当も安い。遭難者の捜索救助などの作業にひきつづき二日以上従事した場合、日額一三七〇円（三佐以上）、一一〇〇円（一尉、三尉、九五〇円（准尉）、八〇〇円（曹長以下）が支給される。とくに危険な地域で作業に従事した場合は、倍額になる。

航空作業手当というのもある。ヘリなどで遭難者の捜索・救助に従事した場合に支給される。たとえば、

ヘリからロープを使って降下し、山岳地帯で遭難した人を救出したというようなケースである。その額は階



ヘリコプターからのリベリングをおこなう第1空挺団員には落下傘隊員手当がつく

が支給される。その額は階級によってことなり、一回の降下で三四〇〇円、六三〇〇円。自由降下の場合には、この額に二五％または一〇％が加算される。

小笠原手当というのもある。父島、硫黄島、南鳥島に勤務する隊員にたいして支給されるもので、その額は階級と勤務地によってことなる。

たとえば、一尉、三尉の人が南鳥島で勤務した場合は日額五三五〇円、硫黄島の場合は日額二八三〇円、父島の場合は日額五〇〇円（特別な環境下で業務に従事した場合は九〇〇円）。南鳥島や硫黄島には娯楽施設はない。生活環境はきびしいが、使い道がないので金はたまる。

南極手当というのもある。南極観測船の運航は海上自衛隊が担当しており、これに乗船している自衛隊員に支給される。その額は階級などによってことなり、日額四一〇〇円、一八〇〇円。

船舶検査法にもとづいて、海上自衛隊の特別警備隊員が臨検に従事した場合には、船舶検査等手当が支給される。その支給額は次の四段階に区分されている。

①特別警備隊員が実施する不審船舶への強制的な立ち入りのための業務

級によってことなるが、最高で五一〇〇円、最低で一二〇〇円。

危険な航空作業に従事した場合は、割増になる。加算額は、海上における捜索等・六二〇円、ヘリによる夜間の海上の低空飛行・九三〇円、ヘリによる山岳地における捜索等・九三〇円、などとなっている。

空挺隊員が実際に降下訓練を実施した場合には、落下傘降下作業手当



ベルシャ湾で米軍艦に洋上補給する「はまな」乗員には各種手当がつく

駐留軍関係業務手当という特殊勤務手当もある。在日米軍にかんする現地折衝などに支給される。一日当たり六五〇円で、タゲ同然の額だ。米軍と折衝するのが、なぜ特殊勤務になるのかよくわからない。英会話は特殊

に従事した場合、月額七七〇〇円（抵抗をうけた場合は五割増し）
 ②航空機（回転翼航空機にかぎる）の乗員がおこなう、特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務に従事した場合、月額七七〇〇円（抵抗をうけた場合は五割増し）
 ③、①以外の不審船舶への立ち入りのための業務または船舶検査活動において実施する乗船検査のための業務に従事した場合、月額二〇〇〇円

（抵抗をうけた場合は五割増し）
 ④不審船舶の強制的な停船に関する業務に従事した場合、月額二〇〇〇円（抵抗をうけた場合は五割増し）
 ①は停船命令にしたがわれない不審船舶にへり等を使って強行乗船した場合で、③は停船命令にしたがった不審船舶に乗船した場合を意味する。④は不審船舶が停船命令にしたがって、目的地を変更した場合（乗船しての検査が不要になる）を意味する。

死体処理手当というのもある。誰しもやりたくない作業だが、手当の額は月額三二〇〇円、一六〇〇円、一〇〇〇円のいずれかで、きわめて安い。

勤務なのか。このほかの特殊勤務手当としては、異常圧力内作業等手当（潜水作業など）、夜間看護等手当、除雪手当、移動警戒作業手当、夜間特殊業務手当、航空管制手当などがある。

円から一四〇〇円が支給される。在外邦人等輸送業務に従事した場合は月額七五〇〇円。どちらの業務でも、特別の事情がある場合は五割増しになる。国際平和協力手当もある。これはPKO（国連平和維持活動）などに従事した隊員にたいして支給される。その額は勤務内容によって異なる（もちろん、休日は支給されない）。たとえば、現在もつづいているゴラン高原国際平和協力業務の場合、月額一万二〇〇〇円または四〇〇〇円が支給される。

近年、自衛隊の海外派遣が活発になってきているが、そのさいにも各種の手当がつく。たとえば、国際緊急援助等手当がある。これは国際緊急援助活動や在外邦人等輸送業務に従事した場合に支給される。

国際緊急援助活動に従事した場合、業務内容によって月額四〇〇〇円から一四〇〇円が支給される。救済国際平和協力隊の場合は、業務内容に応じて月額八〇〇〇円、六〇〇円が支給される。

緊急援助活動は五割増し

◆別冊付録延期のお知らせ

8月号182ページ「次号予告」において、9月号の別冊付録『日本の一等駆逐艦/DD図鑑』をお知らせしましたが、諸般の事情により発行を一カ月延期して10月号別冊付録とし、タイトルを『海上自衛隊護衛艦写真集』と変更、内容も一新してお届けいたします。予告内容および発行が変更となり読者の方々にはご迷惑をかけ、誠に申し訳ございません。謹んでお詫びいたします。

〈丸編集部〉

〇〇円、四〇〇〇円、三〇〇〇円が支給される。

テロ対策特別措置法にもとづいてインド洋に派遣されている隊員には、特別協力支援活動等手当が支給される。

たとえば、インド洋で洋上補給に従事した場合は日額一四〇〇円。インド洋を一日四時間以上航海した場合は日額四〇〇円。

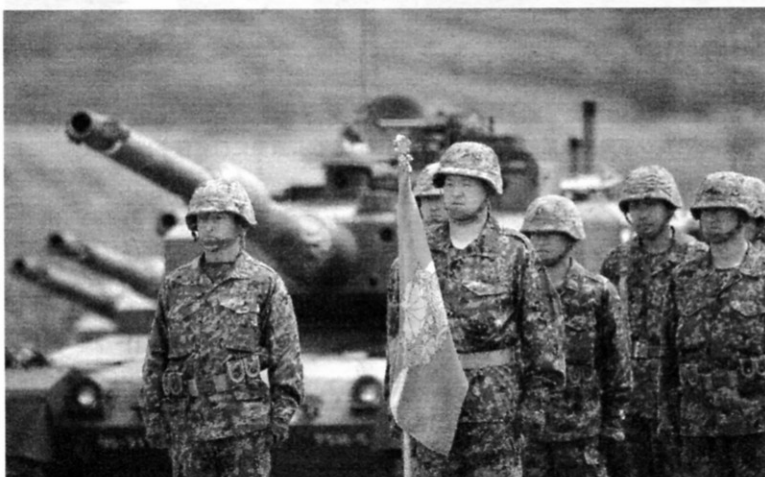
イラク人道復興支援特別措置法にもとづいてイラクやクウェートに派遣されている隊員には、イラク人道復興支援等手当がつく。

イラク国内で業務に従事した場合は、日額二万円（いちじろしく困難な業務に従事する場合は二万四〇〇〇円）が支給される。イラク国内で空輸業務に従事する航空機乗員は日額一万二〇〇〇円（いちじろしく困難な飛行方式で離着陸する場合は、日額一万六〇〇〇円）。

イラク周辺国または経由地などで業務に従事する場合は、日額六〇〇〇円〜四〇〇〇円。

インド洋での勤務とくらべて、イラクでの勤務にたいする手当は高額だ。それだけイラクでの活動は危険ということだが、イラクから無事帰還すればリッチになれる。

ただ、年取が大きくアップすれば、税率も上がる。手取り収入は期待したほどには増えていないかもしれない。



即応予備自衛官には日額1万円以上の訓練招集手当が支給される

予備自衛官は年間三〇日の訓練をうけなければならないが、その場合、訓練招集手当がでる。その額は階級によつてことなり、日額一万四二〇〇円〜一万〇四〇〇円。

予備自衛官の手当は月額四〇〇〇円だ。予備自衛官の訓練は、自衛隊法では年間二〇日以内となっているが、実際には五日間で実施されている。訓練招集手当は階級に関係なく、日額八一〇〇円。

予備自衛官未経験者である予備自衛官補（教育訓練終了後、予備自衛官になる）には、教育訓練招集手当が支給される。その額は日額七九〇〇円。

予備自衛官補には、語学等専門的技能を有する「技能」とそれ以外の「一般」があり、技能は二年以内に一〇日間の訓練を、一般は三年以内に五〇日間の訓練をうけなければならない。

自衛隊員への手当にかんしては、いまだに解決されていない問題もある。防衛省の職員の給与などにかんす

る法律第一五条は、防衛出動を命ぜられた職員には防衛出動手当を支給する、と書かれている。同条の主な内容は次のとおり。

●防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当および防衛出動特別勤務手当とする。

●防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件および勤務の危険性、困難性その他のいちじろしい特殊性にに応じて支給する。

●防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘またはこれに準ずる勤務のいちじろしい危険性にに応じて支給する。

●防衛出動基本手当が支給される職員には、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当および管理職員特別勤務手当は支給しない。

●防衛出動基本手当および防衛出動特別勤務手当の額、その他防衛出動手当の支給にかんし必要な事項は、政令で定める。

ところが、この政令がいまだに制定されていない。そのため、外国のコマンドウが日本で破壊活動くりひろげ、防衛出動が発令されて特殊作戦群が出動した場合、彼らには防衛出動手当を支給できない。

有事法制の整備は未完了

即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補にも手当が支給される。

元自衛官からなる即応予備自衛官には、月額一万六〇〇〇円の即応予備自衛官手当が支給される。即応予

この点は、かなり前から問題点として指摘されている。たとえば、七八年に公表された防衛庁の文書「防衛庁における有事法制の研究について」は、次のように述べている。

「防衛庁職員給与法は、出動を命ぜられた職員にたいする出動手当の支給、災害補償その他給与にかんし必要な特別の措置について別に法律で定めると規定しているが、この法律は、いまだに制定されていない。

この法律にもりこむべき内容としては、支給すべき手当の種類、支給の基準、支給対象者、災害補償の種類等が考えられ、これらの項目について検討を進めているところである」

「検討を進めている」とあるが、二九年たっても検討結果は公表されていない。

武力攻撃事態対処法、国民保護法などの制定によって、有事法制の整備は完了したと思っている人が多い

だろうが、未解決の問題が残っているのだ。

出なくて良かった一億円

万一、自衛隊員が勤務中に殉職した場合、どのような補償があるのだろうか。

まず、他省庁の職員と同様に、国家公務員災害補償法にもとづく補償金が遺族に支給される。生命または身体にたいする高度の危険が予測される状況のもとにおいて、職務に従事し、そのため殉職した場合には、最大五割増の額が支給される（国家公務員災害補償法第二十条の二）。

これ以外に、自衛隊員、警察官、消防士、海上保安官などには賞じゅつ金が支給される。

賞じゅつ金は「一身の危険をかえりみることなく職務を遂行し、そのため死亡し、または障害の状態になった場合に、その勇敢な行為をたた

え、弔意または見舞いの意を表するとともに、隊員が平素から安んじてその職務の遂行に専念し得るようにする目的」（衆議院議員照屋寛徳君提出賞じゅつ金制度にかんする質問主意書にたいする政府答弁書、〇四年一月一三日）で制定された。つまり、公務中の殉職者や負傷者にたいする見舞金、功労金である。

「賞じゅつ金に関する訓令」によると、賞じゅつ金は以下の任務に従事中に、一身の危険をかえりみることなく職務を遂行し、そのため死亡ないし障害の状態になった時に支給される。

① 国民保護等派遣により派遣される場合

② 治安出動下令前に内閣総理大臣の承認を得ておこなう情報収集の職務に従事する場合

③ 海上における警備行動をとる場合

④ 災害派遣により派遣される場合

⑤ 地震防災派遣により派遣される場合

⑥ 原子力災害派遣により派遣される場合

⑦ 自衛隊が所有し、または使用する武器、弾薬、航空機、艦船その他防衛の用に供する物を防護するための職務に従事する場合

⑧ 自衛隊が所有しないし使用する施設、またはアメリカ軍の施設・区域を警護するための職務に従事する場合（警護出動）

⑨ 司法警察職員（警務隊）として職務に従事する場合

⑩ 国際緊急援助活動または当該活動にかかわる輸送の業務に従事する場合

⑪ 部隊等により実施される国際平和協力業務または国際平和協力本部長から委託をうけて実施される輸送の職務に従事する場合

⑫ 在外邦人等の輸送の職務に従事する場合

⑬ 後方地域支援、後方地域捜索救助



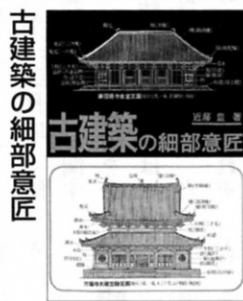
航空機 & ロケットの生産技術
菊版 336頁 本体 5800円
半田邦夫・佐々木健次 共訳

航空機やロケットの機体製造に不可欠な生産技術を体系的に纏めた他に類を見ない書。執筆陣はアメリカ航空宇宙産業を代表する専門技術者グループで、機体組立用治具や組立法、特殊加工や各材料の取扱い方など製造に関する実用技術を詳細に解説。



エアクラフト・プロダクションテクノロジー
菊版 304頁 本体 4800円
半田邦夫・佐々木健次 共訳

ジェットエンジンを含む現代航空機の生産技術について、材料、機械加工、表面処理、板金加工、組立、検査試験、生産計画までを体系的に解説。



古建築の細部意匠
A5版 296頁 本体 3000円
近藤 豊著

法隆寺、日光東照宮、東大寺等300におよぶ神社、仏閣をとりあげ、世界に誇る日本の古建築様式の斗組、簷股・妻飾、木鼻・虹梁などを時代的な変遷を交えて豊富な図版と写真で詳細に解説。

大河出版
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町1-13
TEL. 03-3253-6282 FAX. 03-3253-6448
www.taigashuppan.co.jp

活動または船舶検査活動の職務に従事する場合（周辺事態対処）

これらの項目のなかには、防衛出動がふくまれていない。治安出動もふくまれていない。

そのため、治安出動下令前の情報収集段階で殉職した場合には賞じゅつ金が支給されるが、ひとたび治安出動が下令されたならば、賞じゅつ金の支給対象にならない、というおかしな事態になりかねない。

やや古いデータだが、五七年から〇二年三月までの間に一〇六件、三四人にたいして賞じゅつ金が支給されている。

ほとんどは災害派遣中、訓練中、輸送飛行中の事故にたいするものが、「司法警察職員（警務隊）」として職務を遂行中、被疑者に銃で撃たれて死亡」（五七年七月一四日）、「駐屯地警衛として勤務中、侵入者と格闘し、死亡」（七一年八月二一日）、「迫撃砲射撃競技会中、迫撃砲の暴発により死亡」（七四年六月二九日）といった例もある。

海外派遣など、いわゆる実任務で賞じゅつ金が支給された例はない。

九〇年代初頭まで、賞じゅつ金の額はきわめて安かった。当時の最高額は一七〇〇万円だったが、実際には九〇〇万円の支給という例が多か

った。

九〇年二月に、沖縄で救急患者を輸送中に墜落し、殉職した自衛隊機パイロットにたいする賞じゅつ金も、当初は九〇〇万円と査定された。「人命救助中に殉職した人に対する補償が九〇〇万円とは安すぎる」と一部のマスコミが取りあげ、国会でも自衛隊出身の議員などが問題にした。

その結果、支給額は一七〇〇万円にアップされたが、それでも地方公務員である警察官や消防士とは大きな差があった。

警察官等には、国だけでなく地方自治体からも賞じゅつ金が支給されるからだ。警察官等への賞じゅつ金の支給額は当時、最高四〇〇〇万円といわれていた。

賞じゅつ金の安さが問題になったため、九一年の海上自衛隊掃海部隊のペルシャ湾派遣では、賞じゅつ金のほかに、防衛庁長官から特別賞じゅつ金一〇〇〇万円、内閣総理大臣から特別ほう賞金一〇〇〇万円が支給されることになった。

これを契機に、防衛庁は九一年三月、同庁の諮問機関である「防衛庁職員給与制度等研究会」（谷村裕・元大蔵事務次官等六名で構成）にたいして、賞じゅつ金制度について検討

するよう依頼した。

同研究会は九一年一〇月に、「防衛庁の賞じゅつ金制度の改善に関する検討について」と題する報告を公表し、「警察・消防職員の場合は、

大部分が地方公務員であるため、当該地方公共団体および国からそれぞれ賞じゅつ金が授与され、結果として、警察・消防職員と自衛隊員その他の国家公務員との間に賞じゅつ金に関して大きな格差が生じている」、「自衛隊員にたいする賞じゅつ金については、格差を是正するため、国が新たな施策を講ずることが適当である」と提言した。

その後、自衛隊の海外派遣が進むにつれて、賞じゅつ金の最高額は三〇〇〇万円、六〇〇〇万円とあがっていく。イラク派遣では、さらに三〇〇〇万円上乗せされた。

その結果、イラクやその周辺国で任務中の場合に限定されているが、殉職した場合、最高で賞じゅつ金九〇〇〇万円と内閣総理大臣の特別ほう賞金一〇〇〇万円、計一億円が支給されることになった（特別賞じゅつ金は廃止）。

もちろん、これは最高額で、実際にどれだけ支給されるかは、ケースバイケースである。それでもこの額は少なくはない。賞じゅつ金にかん

しては、かなり改善されたといえる。

問題は定年退職者給付金

大過なく無事に定年を迎えた場合、その後はどうなるのだろうか。

自衛官の定年は早い。将と将補の定年は六〇歳（統合幕僚長は六二歳）だが、一佐は五六歳、二佐、三佐は五五歳、一尉、一曹は五四歳、二曹、三曹は五三歳。

自衛官の定年が他の公務員や民間企業より早いのは、自衛隊の精強さをたもつためだが、当の自衛官にとっては、この若年定年制は大きな難題になっている。

五〇歳代なかばで退職する自衛官の多くは、まだ子供の学費負担をかかえている。住宅ローンなどを返済中の人も多い。そのため、自衛官は退職後も民間企業に再就職せざるを得ない。

自衛隊には、退職する自衛官に再就職先を紹介してくれる部署がある。自衛隊地方協力本部の地域援護センターや、駐屯地・基地にある援護室が企業から求人情報を収集し、自衛官に提供している。

しかし、援護室には職業紹介をおこなう法的権限がない。そのため、

(財)自衛隊援護協会の退職自衛官無料職業紹介所を通じて、再就職先をあっせんするという仕組みになっている。

自衛隊援護協会は職業紹介にかんして厚生労働大臣の認可を得ており、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡に支部をおいている。

自衛隊では退職予定の数年前から、再就職にそなえて職業適性検査、技能訓練(大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱などの資格を取得するための訓練)、自動車操縦訓練、防災・危機管理教育、通信教育(社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任などの資格取得をめざす)、業務管理教育(定年退職予定の自衛官にたいして、再就職および退職後の生活の安定をはかるために必要な知識を付与)、就職補導教育(任期満了退職予定の自衛官にたいして、職業選択の知識および再就職にあたっての心構えを付与)を実施している。

このように自衛隊では、いたれりつくせりのサービスをおこなっているのだが、待遇のいい再就職先は少ない。

大手の防衛関連企業に顧問として天下りできる将官クラスは別にして、大部分の自衛官は現役時代より

もおおはばに待遇の悪い条件で、再就職せざるを得ない。

こうしたことは何も自衛官にかぎったことではなく、中途採用者全般にいえることでもある。再就職先での年取は、自衛官時代の約四割にしかならないのが普通だという。

最近、自衛隊も定年退職者の再任用制度を採用するようになった。自衛官はフルタイム勤務に限定されており、任期は一年。ただし、契約の更新は可能で、最大六五歳まで勤務できる。

ただし、給料(年収)は定年退職時の五割六割しか支給されない。民間企業が定年退職した正社員を、嘱託として再雇用するのと同じような制度だ。

自衛隊に再任用される場合でも、民間企業に再就職する場合でも、給料はおおはばに減る。これでは生活できないので、年金が必要になる。

自衛官の場合、他の国家公務員と同様に共済年金が支給される。九〇年まで、自衛官は

五五歳から年金を受給できた(五三歳からも受給可能だったが、その場合は減額される)。

ただし、若年定年制のため、年金の掛金納入期間が短く、受給期間が長い。そのため、一般の公務員にくらべて、掛金の負担率が高かった。また、高齢化の影響で、掛金の負担率も上昇していた。

このままでは、年金制度そのものが破綻しそわないきおいだった。



イラクや周辺国で任務中に殉職した場合は1億円が支給されることになった

この状況を打開するため、九〇年に「若年定年退職者給付金」という制度が新たに発足した。その概要は次のとおり。

● 給付の対象者 定年退職者または定年一年以内の勧奨退職者(六〇歳定年の者をのぞく)

● 給付額 退職時の本俸の五割(手当をふくめると約三割になる) × (六〇歳 - 退職時の年齢)

● 支払い方法 二回に分けて支払う。一回目は退職時で、対象期間分総額の七分の二を支給。二回目は退職の翌々年で、残り七分の五を支払う。

定年退職時から六〇歳までは、若年定年退職者給付金をもらい、六〇歳から年金を受給することになる。若年定年退職者給付金は共済年金よりも増額になるわけではなく、年金の掛金負担増と受給額の目減りを防ぐだけである。

以上のように、採用時から退職後まで、自衛官のマネーライフを紹介した。金銭面で自衛官は待遇のよい職業なのだろうか。その答えは景気によって左右される。

不況のときは、自衛官は安定したよい職業となり、好況のときは民間のほうが待遇がよい、ということになる。